

○国東市週休 2 日工事实施要領

令和 7 年 1 月 9 日
告示第 1 号

(趣旨)

第 1 条 建設業界では、若手技術者の離職や入職者の減少など、将来の担い手確保が大きな課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められている。

また、国東市では、建設業界における若者の就業率が著しく低く、就労対策が喫緊の課題となっている。

そのため、若者の新規就労に資することは基より、労働環境改善に向けた意識向上を図るとともに、建設業界の週休 2 日普及に向け「週休 2 日工事」を実施することとし、実施に関し必要な事項について定めるものとする。

(発注方式)

第 2 条 週休 2 日工事は、受注者が週休 2 日による工事实施を希望し、受発注者間で協議が整った場合に実施することができる受注者希望型により、対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所に取り組む方式(以下「現場閉所型週休 2 日制」という。)とする。

(対象工事)

第 3 条 国東市が発注する工事とし、対象工事は特記仕様書(営繕工事にあつては現場説明書)に週休 2 日対象工事(現場閉所型)であることを明示する。ただし、以下の工事は除く。

(1) 竣工時期や作業時間の制約が厳しい工事(出水期における河川区域内工事など)

(2) 緊急を要する工事(災害復旧における応急工事など)

※災害の本復旧工事は現場閉所型の対象とする。

(3) その他発注者が指定する工事

(週休 2 日の定義)

第 4 条 工事着工に先立ち 4 週間のうち 8 日以上の日を定め、休日には現場での作業(現場事務所での作業を含む)は行わないことをいい、対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とする。ただし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は、含まないものとする。なお、休日の考え方については、別に定めるものとする。

2 前項の規定に関わらず、次に掲げる作業については、現場での作業に該当しないものとする。

(1) 臨機の措置(異常気象時等における現場対応や安全パトロール等)

(2) 資材納入、交通誘導、調査業務、運搬業務等の建設工事の請負契約に該当しない下請負人等が行う作業

(3) その他、受発注者の協議により必要と認められた作業

(実施内容)

第5条 週休2日工事を実施しようとする受注者は、次に掲げる事項を確認したうえで、施工計画書提出時にその旨を書面にて監督員に報告するものとする。

- (1) 週休2日工事を行うことでの、工期変更は認められないこと。
 - (2) 作業日が恒常的な残業となってはならないこと。
- 2 前項の場合において、受注者は、施工計画書提出時に週休2日の休日取得計画が確認できる工程表(任意様式)を監督員に提出することとする。なお、工程表の作成に当たっては、前条に規定する週休2日の内容を反映させることとする。
 - 3 週休2日工事を実施する受注者は、設計変更により工期が変更となる場合は、その都度週休2日の休日取得計画が確認できる工程表を監督員に提出することとする。
 - 4 週休2日工事を実施する受注者は、「週休2日工事」である旨を看板等で現場に掲示することとする(別紙1「表示例(工事看板)」)。
 - 5 週休2日工事を実施する受注者は、休日の取得状況を取りまとめた実績報告を、国東市公共工事請負契約約款(平成23年国東市告示第12号)第11条に基づく履行報告書に添えて提出するものとする。また、監督員の指示により、作業日報、出勤簿の提示を求められた際には提示するものとする。
 - 6 週休2日工事を実施する受注者は、不測の事態等によりやむを得ず、予定している休日に作業を行う必要が発生する場合には、作業発生日の前6日、後1か月以内に振替えることができるものとする。また、天候不良については、不測の事態等と認める。
 - 7 監督員は、週休2日工事を実施する場合にあっては、緊急を要する工事等やむを得ない場合を除き、休日の前日等、休日中の作業が発生するような指示を行ってはならない。
 - 8 監督員は、第5項の規定により受注者から提出された実施報告により休日の取得状況を確認することとする。

(労務費等の取り扱い)

第6条 当初の予定価格から4週8休以上の達成を前提とした場合の補正係数を各経費に乘じるものとし、施工後に休日の達成状況を確認後、4週8休に満たないものは、補正分を減額変更するものとする。

- 2 市場単価方式による積算にあたっては、別紙2「土木工事市場単価の補正について」及び別紙3「港湾工事市場単価の補正について」に示す補正係数を乗じるものとする。
- 3 土木工事標準単価による積算にあたっては、別紙4「土木工事標準単価の補正について」に示す補正係数を乗じるものとする。
- 4 営繕工事における見積単価については補正の対象外とする。また、工場製作にかかる経費など現場作業以外の作業にかかる経費についても、対象外とする。
- 5 第2項及び第3項に掲げる積算以外による積算の補正係数等については、下記の

とおりとし、港湾及び漁港事業による工事において、積算基準が異なる複数工種区分を有する工事については、主たる工種区分を有する積算基準により第1号又は第2号を適用するものとする。

- (1) 港湾土木工事積算基準及び公共建築工事積算基準以外によるもの（電気通信関係積算資料及び機械設備積算基準を含む）

休日の形態	労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設費 率	現場管理費 率	率 休日／28日
4週8休	1.04	1.02	1.03	1.05	28.5%

※労務費補正の対象は、公共工事設計労務単価及び電気通信技術者、電気通信技術員、機械設備据付工とする。

- (2) 港湾土木工事積算基準によるもの

休日の形態	労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設費 率	現場管理費 率
4週8休	1.04	1.02	1.02	1.03

- (3) 公共建築工事積算基準によるもの

休日の形態	労務費	市場単価等	率 休日／28日
4週8休	1.04	別紙5「営繕工事における市場単価等の補正について」による	28.5%

(実施証明)

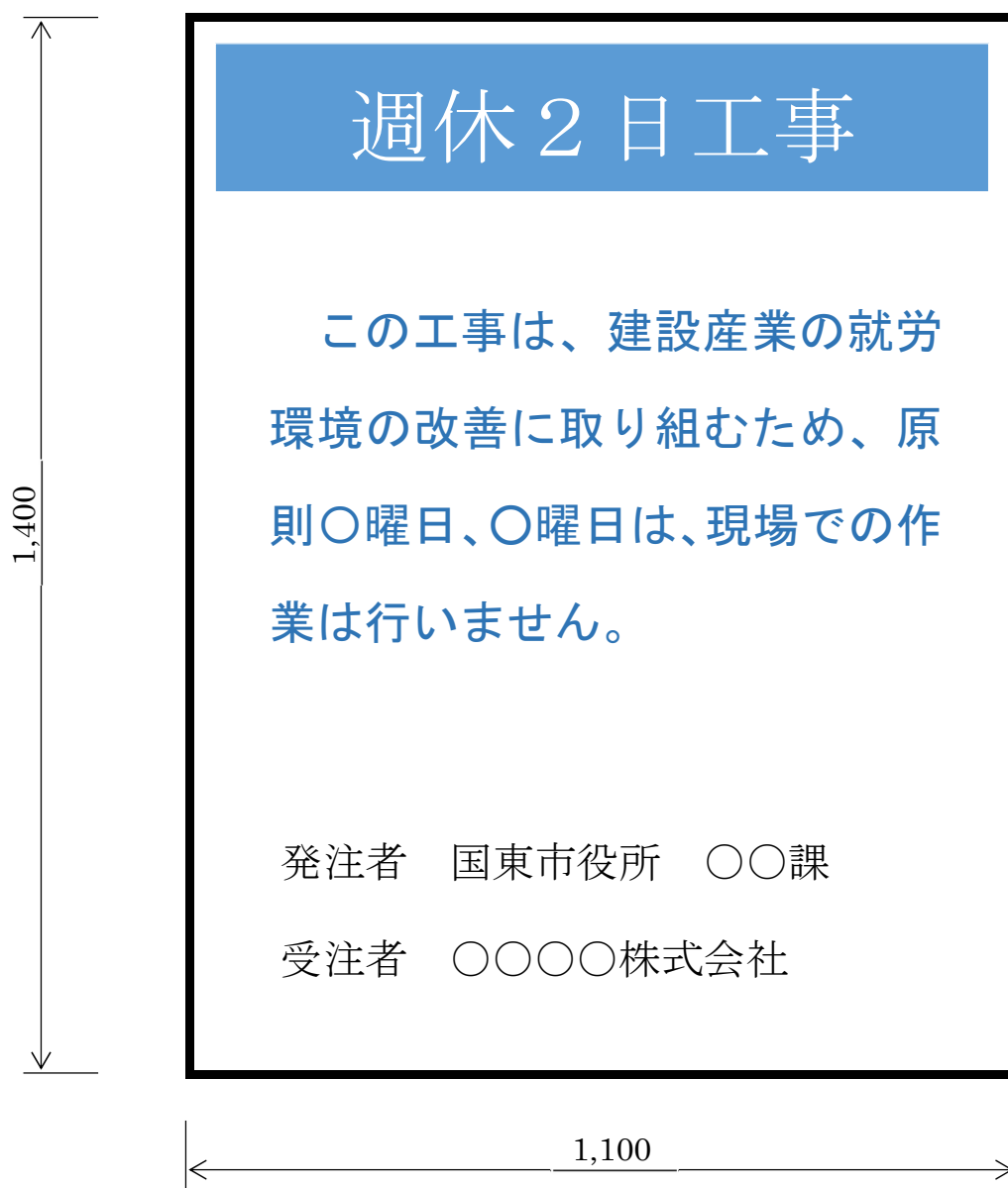
第7条 週休2日を達成した場合、発注者は「週休2日実施証明書」（様式第1号）を発行するものとする。

(その他)

第8条 この告示に定めのない事項については、受発注者間で協議して定めるものとする。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和7年1月15日以降に起案する工事に適用する。



別紙２ 「土木工事市場単価の補正について」

下記工種において、土木工事市場単価を採用した場合は、表の補正係数により単価を補正する。

工種	区分	補正係数
		4週8休以上
鉄筋工		1.04
ガス圧接工		1.03
インターロッキングブロック工	設置	1.01
	撤去	1.04
防護柵設置工(ガードレール)	設置	1.01
	撤去	1.04
防護柵設置工(ガードパイプ)	設置	1.01
	撤去	1.04
防護柵設置工(横断・転落防止柵)	設置	1.04
	撤去	1.04
防護柵設置工(落石防護柵)		1.01
防護柵設置工(落石防止網)		1.02
道路標識設置工	設置	1.01
	撤去・移設	1.03
道路付属物設置工	設置	1.01
	撤去	1.04
法面工		1.02
吹付砕工		1.03
鉄筋挿入工(ロックボルト工)		1.03
道路植栽工	植樹	1.04
	剪定	1.04
公園植栽工		1.04
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.04
橋面防水工		1.01
薄層カラー舗装工		1.01
グルーピング工		1.01
軟弱地盤処理工		1.02
コンクリート表面処理工(ウォーター ジェット工)		1.01

別紙3 「港湾工事市場単価の補正について」

下記工種において、港湾工事市場単価を採用した場合は、表の補正係数により単価を補正する。

工種	適用	補正係数
		4週8休以上
底面工		1.03
マット工	アスファルトマット設置・ ゴム系マット設置	1.00
支保工		1.04
足場工		1.02
鉄筋工		1.04
吊鉄筋工		1.04
型枠工		1.03
コンクリート打設工	ポンプ車打設	1.04
コンクリート打設工	ポンプ車打設以外	1.04
止水板工		1.04
上蓋工		1.04
伸縮目地工		1.02
係船柱取付		1.04
防舷材取付		1.04
車止・縁金物取付		1.04
係船柱撤去		1.04
防舷材撤去		1.04
車止撤去		1.04
電気防食取付		1.04
防砂目地板取付工	陸上施工	1.04
防砂目地板取付工	水中施工	1.03
吸出し防止工	陸上施工・海上施工	1.03
港湾構造物塗装工		1.03
ペトロラタム被覆		1.04
現場鋼材溶接・切断工	陸上施工・海上施工	1.04
現場鋼材溶接・切断工	水中施工	1.04
かき落とし工		1.04
汚濁防止膜設置・撤去・移設		1.03
汚濁防止枠設置・撤去		1.02

灯浮標設置・撤去		1.03
汚濁防止膜保守管理	海上目視点検作業船あり・ 水中目視点検	1.01
汚濁防止膜保守管理	海上目視点検作業船なし	1.04
異形ブロック製作	型枠工	1.04
異形ブロック製作	コンクリート打設工	1.04

別紙4 「土木工事標準単価の補正について」

下記工種において、土木工事標準単価を採用した場合は、表の補正係数により単価を補正する。

工種	区分	補正係数
		4週8休以上
区画線工		1.04
高視認性区画線工		1.04
橋梁塗装工		1.03
構造物とりこわし工	機械	1.03
	人力	1.04
コンクリートブロック積工	設置	1.04
排水構造物工		1.04
鋼製排水溝設置工		1.04
表面被覆工（コンクリート保護塗装）	固定足場	1.02
	高所作業車	1.02
表面含浸工	固定足場	1.04
	高所作業車	1.04
連続繊維シート補強工	固定足場	1.04
	高所作業車	1.04
剥落防止工(アラミドメッシュ)	固定足場	1.04
	高所作業車	1.04
漏水対策材設置工	固定足場	1.04
	高所作業車	1.04
防草シート設置		1.03
紫外線硬化型FRPシート設置工（ポリエステル樹脂）	固定足場	1.02
	高所作業車	1.01
塗膜除去工		1.04
バキュームブラスト工		1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.01
	撤去	1.04
仮設防護柵設置工（仮設ガードレール）		1.04
機械式継手工		1.04
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.03
ノーコーキング式コンクリートひび割		1.01

れ誘発目地設置工		
F R P 製格子状パネル設置工		1.00
侵食防止用植生マット工（養生マット工）		1.04
支承金属溶射工		1.04
耐性ポリエチレンリブ管（ハウエル管）設置工		1.03

別紙5 「営繕工事における市場単価等の補正について」

下記工種において、市場単価等(市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格(市場単価以外の材工単価))を採用した場合は、以下の表の補正係数及び以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

- ・市場単価×新営補正係数
- ・補正市場単価×新営補正係数
- ・物価資料の掲載価格×新営補正係数

【全館無人改修工事の場合】

- ・市場単価×新営補正係数
- ・補正市場単価×新営補正係数
- ・物価資料の掲載価格×新営補正係数

【執務並行改修工事の場合】

- ・市場単価×改修補正係数
- ・補正市場単価×改修補正係数
- ・物価資料の掲載価格×改修補正係数

① 建築工事の補正係数

工種	概要※	4週8休	
		新営 補正係数	改修 補正係数
仮設工事		1.03	
土工事		1.02	
地業工事		1.02	
鉄筋工事		1.03	
コンクリート工事		1.03	
型枠工事		1.03	
鉄骨工事		1.03	
既製コンクリート		1.02	
防水工事	市場単価	1.02	1.09
防水工事(シーリング)	市場単価	1.03	1.16
防水工事	物価資料	1.02	
石工事		1.02	
タイル工事		1.02	

木工事		1.02	
屋根及びとい		1.02	
金属工事	市場単価	1.02	1.10
金属工事	物価資料	1.02	
左官工事(仕上塗材仕上)	市場単価	1.03	
左官工事(仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.03	1.17
左官工事	物価資料	1.03	
建具(ガラス)	市場単価	1.02	1.11
建具(シーリング)	市場単価	1.03	1.18
建具	物価資料	1.02	
塗装工事	市場単価	1.03	1.17
塗装工事	物価資料	1.03	
内外装工事	市場単価	1.03	1.14
内外装工事(ビニル系床材)	市場単価	1.02	1.09
内外装工事	物価資料	1.03	
内外装工事(ビニル系床材)	物価資料	1.02	
仕上げユニット		1.01	
排水工事		1.02	
舗装工事		1.01	
植栽及び屋上緑化		1.02	

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正係数を示す。

なお、記載が無い項目は市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正係数を示す。

② 電気工事における補正係数

工種	概要	4週8休	
		新営 補正係数	改修 補正係数
配管工事	電線管、2種金属線及び同ボックス	1.03	1.21
	ケーブルラック	1.02	1.17
	位置ボックス及び 位置ボックス用ボンディング	1.03	1.20
	プルボックス	1.02	1.15
	プルボックス用接地端子	1.00	
	防火区画貫通処理	1.02	1.16

	ケーブルラック用(壁・床)		
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.06
	(電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管	1.02	1.17
配線工事	600V絶縁電線 及び600V絶縁ケーブル	1.03	1.19
接地極工事	銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票(金属製)	1.20	

③ 機械設備工事における補正係数

工種	概要	4週8休	
		新営 補正係数	改修 補正係数
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.03	1.17
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト 及び低圧チャンバー類	1.03	1.17
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、ダンパー等 の取付手間のみ	1.04	1.24
衛生器具設備 (ユニット除く)	取付手間のみ	1.04	1.24

様式第 1 号

令和 年 月 日

殿

国東市長

週休 2 日実施証明書

下記工事について、週休 2 日の実施を証明する。

工 事 名：

工 期：令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

完成年月日：令和 年 月 日

週休 2 日実施内容（実施した内容に■を附している）

■ 4 週 8 休を達成した。